



鳥取県公報

平成12年11月28日(火)
第7236号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の退任（耕地課）..... 1
	県営土地改良事業の工事の完了（ " ）..... 1
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）..... 2
公安規則	交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則（地域課）..... 2
公 告	准看護婦試験の実施（医務薬事課）..... 5

告 示

鳥取県告示第656号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 中 原 敏 雄 米子市中島80

平成12年11月8日退任

鳥取県告示第657号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成12年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営一般農道整備事業島地区農道整備	平成12年3月17日
県営ふるさと農道緊急整備事業黒見地区農道整備	平成12年3月30日

鳥取県告示第658号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画地区計画 錦海団地地区地区計画及び観音寺地区地区計画

2 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年11月28日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第8号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
警察署	名 称	位 置	所 管 区 等	警察署	名 称	位 置	所 管 区 等
略				略			
	倉吉駅前 交番	倉吉市上 井	倉吉市のうち 上井、海田東町、海 田西町一丁目、海田 西町二丁目、海田南 町、福庭、福庭町一 丁目、福庭町二丁目、 清谷、清谷町一丁目、		倉吉駅前 交番	倉吉市上 井	倉吉市のうち <u>山根</u> 、上井、海田東 町、海田西町一丁目、 海田西町二丁目、海 田南町、福庭、福庭 町一丁目、福庭町二 丁目、清谷、清谷町

鳥 取 県 倉 吉 警 察 署			清谷町二丁目、穴窪、大塚、井手畑、中江、新田、下古川、古川沢、小田、大平町、上井町一丁目、上井町二丁目、天神町、河北町	鳥 取 県 倉 吉 警 察 署			一丁目、清谷町二丁目、穴窪、大塚、井手畑、中江、新田、下古川、古川沢、小田、大平町、上井町一丁目、上井町二丁目、天神町、河北町
	竹田橋交番	倉吉市八屋	倉吉市のうち 円谷町、米田町、米田町二丁目、下田中町、上灘町、東巖城町、東昭和町、南昭和町、見日町、巖城、幸町、新陽町、駄経寺町、駄経寺町二丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、八屋、下余戸、上余戸、虹ヶ丘町、大原、栗尾、伊木、広栄町、山根		竹田橋交番	倉吉市八屋	倉吉市のうち 円谷町、米田町、米田町二丁目、下田中町、上灘町、巖城の一部（通称田内）、東巖城町、東昭和町、南昭和町、見日町、八屋、下余戸、上余戸、虹ヶ丘町、大原、栗尾、伊木、広栄町
	打吹交番	倉吉市明治町	倉吉市のうち 明治町、明治町二丁目、研屋町、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、福吉町、福吉町二丁目、西岩倉町、東岩倉町、西町、瀬崎町、越中町、旭田町、金森町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、河原町、余戸谷町、八幡町、みどり町、葵町、魚町、仲ノ町、東仲町、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、西仲町、住吉町、湊町、東町、宮川町、宮川町二丁目、荒神町		打吹交番	倉吉市明治町	倉吉市のうち 明治町、明治町二丁目、研屋町、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新陽町、駄経寺町、駄経寺町二丁目、幸町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、巖城の一部（通称田内を除く。）、福吉町、福吉町二丁目、西岩倉町、東岩倉町、西町、瀬崎町、越中町、旭田町、金森町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、河原町、余戸谷町、八幡町、みどり町、葵町、魚町、仲ノ町、東仲町、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、西仲町、住吉町、湊町、東町、宮川町、宮川町二丁目、荒神町
	西倉吉交番	倉吉市西倉吉町	倉吉市のうち 福守町、西倉吉町、国府、国分寺、福光、黒見、大谷、秋喜、秋喜西町、和田、不		西倉吉交番	倉吉市西倉吉町	倉吉市のうち 福守町、西倉吉町、国府、国分寺、福光、黒見、大谷、秋喜、秋喜西町、和田、不

		入岡、生田、北野、 富海、下大江、中河 原、東鴨、東鴨新町、 長坂町、長坂新町、 大宮、丸山町、鴨川 町、和田東町、馬場 町、西福守町、大谷 茶屋、小鴨、菅原、岩 倉、横田、寺谷、上神
倉吉市福 富警察官 駐在所	倉吉市福 富	倉吉市のうち 三江、福本、福富、 沢谷、杉野、中野、 森、長谷、大河内、 悴谷、尾田、志津
略		
倉吉市尾 原警察官 駐在所	倉吉市尾 原	倉吉市のうち 別所、尾原、津原、 穴沢、鋤、北面、谷
倉吉市上 小鴨警察 官駐在所	倉吉市鴨 河内	倉吉市のうち 蔵内、上古川、鴨河 内、耳、福山、石塚、 広瀬
略		
羽合町浅 津警察官 駐在所	羽合町大 字浅津	羽合町のうち 大字上浅津、大字下 浅津、大字はわい温 泉
東郷町長 和田警察 官駐在所	東郷町大 字長和田	東郷町のうち 大字長和田、大字羽 衣石、大字埴見、大 字佐美、大字門田、 大字野花、大字長江、 大字引地、大字小鹿 谷、大字別所、大字 方面、大字高辻、大 字国信、大字川上
略		
略		

		入岡、生田、北野、 富海、下大江、中河 原、小鴨の一部（通 称天神野）、東鴨、 東鴨新町、長坂町、 長坂新町、大宮、丸 山町、鴨川町、和田 東町、馬場町、西福 守町、大谷茶屋
倉吉市福 富警察官 駐在所	倉吉市福 富	倉吉市のうち 三江、福本、福富、 沢谷、杉野、中野、 森、長谷、大河内、 悴谷、尾田志津、横田
略		
倉吉市尾 原警察官 駐在所	倉吉市尾 原	倉吉市のうち 別所、尾原、津原、 穴沢、鋤、北面、谷、 寺谷、上神
倉吉市上 小鴨警察 官駐在所	倉吉市鴨 河内	倉吉市のうち 蔵内、上古川、鴨河 内、耳、福山、石塚、 広瀬、小鴨（通称天 神野を除く。）、岩倉、 菅原
略		
羽合町浅 津警察官 駐在所	羽合町大 字浅津	羽合町のうち 大字上浅津、大字下 浅津 東郷町大字長江のうち 字東蓼尾
東郷町長 和田警察 官駐在所	東郷町大 字長和田	東郷町のうち 大字長和田、大字羽 衣石、大字埴見、大 字佐美、大字門田、 大字野花、大字長江 (字東蓼尾を除く。)、 大字引地、大字小鹿 谷、大字別所、大字 方面、大字高辻、大 字国信、大字川上
略		
略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。

平成12年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

平成13年2月20日（火）午後1時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

鳥取市江津318 - 1 鳥取県看護研修センター

3 試験科目

解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

(1) 文部大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者

(平成13年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。)

(2) 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者（平成13年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。)

(3) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者（平成13年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。)

(4) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（平成13年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。)

(5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(6) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生大臣の定める基準に従い鳥取県知事が適当と認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成13年1月4日（木）から同月11日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。)

なお、郵送による場合は、平成13年1月11日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課（持参又は郵送によること。)

7 受験願書の添付書類

(1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成13年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。)

(2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面

(3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとす。)

なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書(当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真のついた身分証明書その他の書面とする。この場合、当該書面は後日返送するので、430円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。)を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合は、現金書留で6,900円を送付すること。

9 合格者の発表等

(1) 平成13年3月14日(水)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

(2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の規定に基づき、開示する。

10 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵便によって行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医務薬事課(電話0857-26-7190)に照会すること。